

○琉球大学外国人客員研究員規程

〔昭和62年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学（以下「本学」という）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人（国立大学法人琉球大学外国人教師規程（平成16年4月1日制定）による外国人教師及び国立大学法人琉球大学外国人研究員規程（平成16年4月1日制定）による外国人研究員を除く。以下「外国人客員研究員」という。）の受入れに関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 外国人客員研究員として受け入れることができる者は、本学の教授、准教授、講師、助教又は助手と同等以上の資格があると認められる者とする。

(受入れ)

第3条 外国人客員研究員の受入れは、学部長、研究科長、グローバル教育支援機構長、地域連携推進機構長、亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構長、熱帯生物圏研究センター長、島嶼地域科学研究所長、島嶼防災研究センター長、病院長、研究基盤センター長、情報基盤統括センター長及びグローバル教育支援機構保健管理部門長（以下「部局等の長」という。）が行う。

2 部局等の長は、外国人客員研究員の受入れを行ったときは、速やかにその旨を別紙様式第1号により、学長に報告しなければならない。

(契約)

第4条 部局等の長は、前条第1項の規定により受け入れた外国人客員研究員と別紙様式第2号（第9条のただし書に基づき、費用を支給する場合にあっては、別紙様式第2号の2）により契約を締結するものとする。

(受入期間)

第5条 外国人客員研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、部局等の長が研究を継続する必要があると認めたときは、受入期間を延長することができる。

2 期間延長に係る手続きは、前2条の規定を準用する。

(研究活動)

第6条 外国人客員研究員は、本学に来学し、研究活動に従事するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学において研究活動に従事する計画であった外国人研究者であって、渡航制限等の特殊な事情により来学が出来ない者について、部局等の長が必要であると認める場合には、外国人客員研究員として、本学との研究活動を遠隔で行なうことができる。

3 前項に規定する外国人客員研究員については、第9条ただし書の規定は適用しない。

(受入教員)

第7条 部局等の長は、外国人客員研究員の受入れを行うに当たっては、受入教員を定めるものとする。

(招へい教授の名称)

第8条 学長は、外国人客員研究員のうち、本学の教授と同等以上の資格があると認められる者で部局等の長から推薦のあった者について琉球大学招へい教授（以下「招へい教授」という。）の名称を付与することができる。

2 招へい教授の名称の付与は、別紙様式第3号により文書を交付して行うものとする。

(待遇等)

第9条 本学は、外国人客員研究員に対し、給与、渡航費、滞在費その他の費用は、支給しない。ただし、奨学寄附金等により招へいする外国人客員研究員にあつては、渡航費、滞在費その他の費用の全部又は一部を支給することができる。

(規則等の遵守)

第10条 外国人客員研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、外国人客員研究員の受入れに関し必要な事項は、部局等の長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年2月21日）

この規程は、平成元年2月21日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成元年6月2日）

この規程は、平成元年6月2日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則（平成3年4月12日）

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成5年9月28日）

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月22日）

この規程は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成7年3月28日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、機器分析センターに係る部分は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日）

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成13年3月27日）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月6日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日）

この規程は、平成22年3月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月11日）

この規程は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月18日）

この規程は、令和元年9月18日から施行する。

附 則（令和2年3月13日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和2年11月5日）

この規程は、令和2年11月5日から施行する。

附 則（令和3年2月5日）

この規程は、令和3年2月5日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

学内 第 号
令和 年 月 日

学 長 殿

部 局 等 の 長

琉球大学外国人客員研究員の 受 入 れ について (報告)
受入期間の延長

このことについて、下記のとおり報告します。

記

氏 名
国籍, 生年月日, 性別

最終学歴, 学位

本 国 に お け る
所 属 機 関, 職 名

受 入 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
延 長

本 学 に お け る
研 究 活 動 内 容

受 入 教 員 名

旅 費 の 出 所 渡航費
滞在費

滞 在 施 設

別紙様式第2号（第4条関係）

契 約 書

琉球大学〇〇〇〇長（以下「甲」という。）と〇〇〇・〇〇〇（以下「乙」という。）（国籍：〇〇〇〇）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙を令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで琉球大学外国人客員研究者として受け入れる。

第2条 甲は、乙に給与、渡航費、滞在費その他の費用は、支給しない。

第3条 乙は、琉球大学の規則等を遵守しなければならない。

第4条 甲又は乙は、第1条に定めた期間内においても、一方の都合によりこの契約を解除することができる。

上記の契約を証するため、甲及び乙は、契約書を2通作成し、甲は記名・押印、乙は署名の上、各1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 琉球大学〇〇〇〇長 〇〇〇〇
乙 〇〇〇〇・〇〇〇

別紙様式第2号の2（第4条関係）

契 約 書

琉球大学〇〇〇〇長（以下「甲」という。）と〇〇〇・〇〇〇（以下「乙」という。）（国籍：〇〇〇〇）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙を令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで琉球大学外国人客員研究者として受け入れる。

第2条 乙は、琉球大学の規則等を遵守しなければならない。

第3条 甲又は乙は、第1条に定めた期間内においても、一方の都合によりこの契約を解除することができる。

上記の契約を証するため、甲及び乙は、契約書を2通作成し、甲は記名・押印、乙は署名の上、各1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 琉球大学〇〇〇〇長 〇〇〇〇
乙 〇〇〇〇・〇〇〇

別紙様式第3号 (第8条関係)

氏 名

琉球大学招へい教授の名称を付与する

期間は令和 年 月 日までとする

令和 年 月 日

琉球大学長

氏 名

印